公益財団法人国際耳鼻咽喉科学振興会

定款

平成 24 年 4 月 1 日制定 平成 25 年 3 月 22 日一部変更 平成 28 年 3 月 22 日一部変更

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人国際耳鼻咽喉科学振興会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、耳鼻咽喉科学及び関連分野に関する研究の国際的推進を図り、もって学術・文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - 一 耳鼻咽喉科学及び関連分野における国際的に有意義な研究に対する助成
 - 二 耳鼻咽喉科学及び関連分野に関する国際的学術会議等の開催
 - 三 耳鼻咽喉科学及び関連分野に関する国際的学術会議等の開催に対する助成
 - 四 耳鼻咽喉科学及び関連分野に関する国際的な調査並びに関係資料の蒐集及び提供
 - 五 その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 財産および会計

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産とその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。
- 3 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を必要とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条の事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁へ提出し、当該事業年度が終了するまでの間主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、 監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出して、第一号及び第二号の書 類についてはその内容を報告し、第三号から第六号までの書類については承認を受けなければなら ない。
 - 一 事業報告
 - 二 事業報告の附属明細書
 - 三 貸借対照表
 - 四 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - 五 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - 六 財産目録
- 2 前項の書類については、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - 一 監査報告
 - 二 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - 三 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第四号の書類に記載するものとする。

(評議員)

第10条 この法人に、評議員10名以上15名以内を置く。

(選任及び解任)

- 第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から 195 条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - 一 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生 計を維持しているもの
 - ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
 - へ 口から二に掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
 - 二 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数 の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

- 口 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員および地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同 利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の許可を要する法人をいう。)
- 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を 行政庁に届け出るものとする。

(任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員 会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期 の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、 新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第13条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議によるものとする。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - 一 理事及び監事の選任及び解任
 - 二 理事及び監事の報酬等の額
 - 三 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - 四 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
 - 五. 定款の変更
 - 六 残余財産の処分
 - 七 基本財産の処分又は除外の承認
 - 八 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

- 第16条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。
- 2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中からその都度互選する。

(定足数)

第 19 条 評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議 員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - 一 監事の解任
 - 二 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - 三 定款の変更
 - 四 基本財産の処分又は除外の承認
 - 五 その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議 決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、 その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第6章 役員等

(役員)

- 第23条 この法人に、次の役員を置く。
 - 一 理事 8名以上10名以内
 - 二 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち、2名以内を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、3名以内を業務執行理事とすることができる。

(選任等)

- 第24条 理事および監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長、必要に応じて常務理事とすることができる。
- 4 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事と し、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合 計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長、副理事長、常務理事及びそれ以外の業務を執行する理事の権限については、理事会の決議による。
- 6 理事長、副理事長、常務理事及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(監事の職務及び権限)

- 第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - 一 法人の業務及び財産の状況を監査すること。
 - 二 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - 三 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
 - 四 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めたときは、これを理事会及び評議員会に報告すること。
 - 五 その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員 会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の 終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠または増員により選任された理事又は補欠により選任された監事の任期は、前任者又は現任 者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、その任期満了又は辞任後でも後任者が就任するまでは、なおその権利義務を有し、職務を行うこと。

(解任)

- 第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第29条 理事及び監事は無報酬とする。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第30条 この法人は、役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

- 第31条 この法人には、顧問若干名をおくことができる。
- 2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任し、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会又は理事長の諮問に応じてこの法人の運営について意見を述べることができる。
- 4 顧問の報酬は、無償とする。

(専門委員)

- 第32条 この法人には、専門委員若干名をおくことができる。
- 2 専門委員は、理事会において任期を定めた上で選任し、理事長が委嘱する。
- 3 専門委員は、理事長の命を受け、専門事項を処理する。
- 4 専門委員会の運営に必要な事項は、理事会の決議によるものとする。

(事務局)

- 第33条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置し、必要な職員を置く。
- 2 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

第7章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第35条 理事会は、次の職務を行う。
 - 一 この法人の業務執行の決定
 - 二 理事の職務の執行の監督
 - 三 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第36条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長又は各理事が理事会を招集する。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長とする。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、 その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、 議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、 その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、 その限りではない。

(議事録)

- 第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び副理事長並びに監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業並びに第11条に規定 する評議員の選任及び解任についても適用する。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款 の変更(軽微なものを除く)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定をうけ なければならない。
- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁へ届けなければならない。

(解散)

第43条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第45条 この法人が、解散等により清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地 方公共団体に贈与するものとする。

第9章 賛助員等

(賛助員等)

- 第46条 この法人の目的に賛同し、毎年2万円以上の金銭を寄附することを約した者を賛助員とし、 一時に40万円以上の金銭を寄附した者を特別賛助員とする。
- 2 賛助員に関する必要な事項は、理事会の決議によるものとする。

第10章 選考委員会

(選考委員会)

- 第47条 この法人には、第4条に掲げる助成の対象となるものを選考するために選考委員会を置く。
 - 一 選考委員会は5名以上10名以内の委員をもって組織する。
 - 二 委員は、学識経験者のうちから、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
 - 三 委員には、第27条、第28条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事」 とあるのは「選考委員」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、選考委員会の運営に必要な事項は、理事会の決議によるものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

- 第48条 この法人の公告は、電子公告の方法による。
- 2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 12 章 補則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の 認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人 の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 野村恭也 市川銀一郎 八木聰明 小松崎篤 岡本 健 坂井 真 神崎 仁 直江 登

監事 五十嵐眞 森山 寛

- 4 この法人の最初の代表理事は野村恭也及び市川銀一郎、業務執行理事は八木聰明及び小松崎篤と する。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

金原優村上泰加我君孝小川郁洲崎春海高山幹子喜多村健飯野ゆき子岡本牧人菊地茂池田稔吉原俊雄大森孝一奥野妙子林正晃